明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委三四）　一
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（同三五）　三
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務一九一）　六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約・個人型年金規約の一部を変更する規約（平成十七年四月一日公告）の一部を変更する規約関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一六
会社その他
会社決算公告　一六

告示

○国家公安委員会告示第三十四号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十五日　国家公安委員会委員長　河野　太郎

1　名簿記載者公告番号　QI－48（リオネル・デュモン（LIONEL DUMONT））

(1)　変更前

生年月日　1971年1月21日

名簿に記載された年月日　2003年6月25日（2004年11月22日、11月26日、2007年7月2日、10月17日、2009年3月24日及び2010年8月6日に改訂）

その他参考となるべき事項　2004年5月現在フランスにおいて拘留されている。2007年フランスにおいて懲役25年の判決を受けた。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年6月15日に終了した。

(2)　変更後

生年月日　1971年1月29日

名簿に記載された年月日　2003年6月25日（2004年11月22日、11月26日、2007年7月2日、10月17日、2009年3月24日、2010年8月6日及び2016年6月24日に改訂）

その他参考となるべき事項　2004年5月現在フランスにおいて拘留されている。2007年フランスにおいて懲役25年の判決を受けた。刑は2023年7月13日に終了する予定であり、無条件拘禁は2020年8月13日に終了する。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年6月15日に終了した。

2　名簿記載者公告番号　QI－154（ナーセル・アブドルカリーム・アブドゥッラー・アル・ワヒーシー（NASIR 'ABD-AL-KARIM 'ABDULLAH AL-WAHISHI））

(1)　変更前

名簿に記載された年月日　2010年1月19日（2014年4月15日及び2015年6月15日に改訂）

その他参考となるべき事項　2007年以降、イエメンのアル・カーイダの指導者。2009年1月以降、イエメンとサウジアラビアで活動するアラビア半島のアル・カーイダ（QE－53）の指導者。アル・カーイダ（QE－1）の幹部と関係がある。同人は、2003年以前にウサマ・ビン・ラーデン（故人）の秘書を務めていたと述べている。イランで逮捕され、2003年にイエメンに引き渡されたが、2006年に脱獄し、2010年1月時点で逃亡中。

(2)　変更後

名簿に記載された年月日　2010年1月19日（2014年4月15日、2015年6月15日及び2016年6月24日に改訂）

その他参考となるべき事項　2007年以降、イエメンのアル・カーイダ及びアラビア半島のアル・カーイダ（QE－53）の指導者であった。アル・カーイダ（QE－1）の幹部と関係があり、同人は、2003年以前にウサマ・ビン・ラーデン（故人）の秘書を務めていたと述べていた。イランで逮捕され、2003年にイエメンに引き渡されたが、2006年に脱獄した。2015年6月にイエメンで死亡したとされる。